

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 19 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成7年4月から同年8月までの期間及び同年11月から9年9月までの期間は24万円、同年10月から10年9月までは26万円、同年10月から11年9月までは22万円、同年10月から12年9月までは26万円、同年10月から13年9月までは34万円及び同年10月から14年2月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月1日から同年9月1日まで
② 平成7年11月1日から14年3月1日まで

私は、A株式会社に昭和60年頃から平成14年3月まで勤めていた。年金事務所から届いた「ねんきん定期便」をみると、申立期間の厚生年金保険料の納付額が、保管していた給与支給明細書に記載してある厚生年金保険料控除額とかなり違うことが分かったので、控除されていた保険料額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間①について、申立人が提出した預金通帳によると、オンライン

記録の標準報酬月額を大きく上回る給与額が振り込まれていることが確認できる上、当該額は翌年の同時期の平成8年4月から同年8月までの給与振込額とおおむね一致しており、7年4月から同年8月までの期間と8年4月から同年8月までの期間の報酬月額及び控除された厚生年金保険料額が大きく相違していたとは考え難く、当該期間の標準報酬月額を平成8年分給与所得の源泉徴収票から推認できる保険料控除額及び報酬月額から24万円に訂正することが妥当である。

申立期間②について、申立人の標準報酬月額は、申立人が所持する平成11年1月から14年2月までの給与支給明細書、並びに平成8年分、9年分及び10年分給与所得の源泉徴収票から確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間②のうち、8年1月から9年9月までの期間は24万円、同年10月から10年9月までの期間は26万円、同年10月から11年9月までの期間は22万円、同年10月から12年9月までの期間は26万円、同年10月から13年9月までの期間は34万円及び同年10月から14年2月までの期間は36万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成7年11月及び同年12月の標準報酬月額については、申立人が提出した預金通帳によると、オンライン記録の標準報酬月額を大きく上回る給与額が振り込まれていることが確認できる上、当該額は8年の同時期の給与振込額とおおむね一致しており、7年11月及び同年12月と8年11月及び同年12月の報酬月額及び控除された厚生年金保険料額が大きく相違していたとは考え難く、申立期間②のうち、7年11月及び同年12月の標準報酬月額を平成8年分給与所得の源泉徴収票から推認できる保険料控除額及び報酬月額から24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書及び源泉徴収票等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和43年3月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月30日から同年4月1日まで

私がA株式会社に勤務していた当時の厚生年金保険加入記録について年金事務所に照会したところ、同社本社で昭和43年3月30日に資格喪失、同社B工場で同年4月1日資格取得となっており、申立期間の加入記録は見当たらないとの回答を得た。

しかし、申立期間もA株式会社に継続して勤務し、同社本社から同社B工場へ異動した時期であり、未加入期間となっているのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（A株式会社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同僚の証言及び申立期間前後の昭和42年1月1日から45年1月1日までの期間にA株式会社本社から同社B工場へ異動した同僚の被保険者記録は、ほぼ全員が月の中途に異動となっていることから、申立人についても、同社本社における資格喪失日である43年3月30日であったと考えられるため、同社B工場における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社本社における昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社A（前身は、B事業所）における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和62年8月27日であると認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月27日から同年8月28日まで

私は、昭和41年12月、株式会社C（現在は、株式会社D）に入社し、グループ企業に数回異動したのち、平成12年8月に株式会社Dを定年退職した。

申立期間はグループ企業であるE事業所から株式会社Aへの異動時期に当たるが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社C作成の申立人に係るF事業所への異動通知書（昭和62年5月11日付け）、株式会社D発行の申立人に対する永年勤続の表彰状（平成8年6月6日付け）及び複数の同僚の証言から、申立人が株式会社Cのグループ企業に継続して勤務（昭和62年8月27日にE事業所から株式会社Aに異動）したことが推認できる。

また、オンライン記録によると、株式会社Aは、昭和61年12月1日にB事業所として厚生年金保険の適用事業所になり、62年8月28日に株式会社Aに名称変更している上、商業登記簿謄本によると、株式会社Aは平成3年7月3日に株式会社Dと合併し、解散していることが確認できる。

さらに、株式会社Dは、申立人が昭和41年12月1日に株式会社Cに入社し、申立期間を含む62年6月1日から平成3年3月31日まで株式会社Aに在籍しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者とはしない理由は考えられず、申立人の被保険者資格の取得及び喪失に係る事務処理に誤りがあったとみられると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 62 年 8 月 27 日に E 事業所で被保険者資格を喪失し、同日に株式会社 A の前身である B 事業所で被保険者資格を取得したと認められることから、申立人の株式会社 A における資格取得日を同年 8 月 27 日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 5 日から 36 年 11 月 1 日まで
② 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 5 月 6 日まで
③ 昭和 40 年 9 月 12 日から 41 年 11 月 25 日まで

私は、申立期間に係る脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、申立期間①と②の間にある2回の被保険者期間については、申立期間①と同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、その計算の基礎とされておらず、これが未請求となっているのは事務処理上不自然である。

また、申立期間③(A 有限会社)の健康保険厚生年金保険被保険者原票における女性従業員 40 人のうち、脱退手当金の受給要件を満たし、かつ、3 か月以内に厚生年金保険被保険者資格を再取得していない者は 17 人であるが、脱退手当金の受給記録がある者は、申立人のみであることから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和52年10月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月28日から同年11月1日まで
株式会社Bから子会社である株式会社Aに転勤した際の年金記録に空白期間が生じていることが分かった。

グループ会社間での異動であり、勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び株式会社Bが保管している人事記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和52年10月25日に株式会社Bから株式会社Aに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記人事記録によると、昭和52年10月25日異動と記載されているところ、オンライン記録における株式会社Bの資格喪失日は、同年10月28日となっていることから、株式会社Aの資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社Aにおける昭和52年11月のオンライン記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していたものと思われるとし

ているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者記録の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年3月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年3月30日から同年4月1日まで

私は、昭和35年3月14日から平成11年9月30日まで、A株式会社の本社及び各支店に継続して勤務したが、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

申立期間についても勤務していたのは事実なので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA株式会社が保管している人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和36年3月1日にA株式会社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記人事記録によると、昭和36年3月1日異動と記載されているところ、オンライン記録におけるA株式会社C支店の資格喪失日は、同年3月30日となっていることから、同社B支店の資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B支店における昭和36年4月のオンライン記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 6 月から国民年金に加入し、地区の区長に父母の分と合わせて 3 人分の国民年金保険料を毎月納付していた。

年金記録では、国民年金の加入期間が昭和 63 年 4 月からとなっており、同年 3 月以前は未納期間とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 6 月から国民年金に加入したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号の払出時期から、申立人の手帳記号番号は、61 年 4 月から 63 年 5 月までの間に払い出されたものと推認され、この払出時期からみて申立期間の一部については、時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、父母の分の保険料と一緒に国民年金保険料を納付したとしているところ、納付年月日が確認できる昭和 61 年 6 月以降の保険料の納付状況を見ると、申立期間の直後に当たる 63 年 4 月の保険料については、申立人は、同年 5 月分の保険料と併せて同年 5 月 28 日に納付したこととされている一方、他の同居家族は、同年 4 月 28 日に納付したこととされているなど、必ずしも同居家族と一緒に保険料を納付していたとは言い難い点が見受けられる。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて、A 町から住所を変更しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人に係る A 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）では、申立期間は未納期間とされており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立期間は、約 9 年と長期にわたっており、これだけの長期に

わたり関係行政機関が記録管理を誤り続けるとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から平成元年 3 月まで
私は、国民年金保険料は A 町役場（当時）の窓口や B 金融機関 C 支店（当時）で納付してきた。数年間も免除申請をした覚えは無いし、保険料を納付できない事情も無かった。
申立期間を保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、数年間も国民年金保険料の免除申請をしたことは無かったと主張しているが、A 町（現在は、D 市）の国民年金被保険者台帳によると、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 63 年 3 月までについては、「申免」との記載があり、保険料の申請免除期間とされていることが確認できる上、昭和 59 年度及び 60 年度の 2 年間については、申立人の妻も保険料の申請免除期間とされている。

また、オンライン記録及び A 町の国民年金被保険者台帳によると、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までについては、国民年金保険料の未納期間として記録されている上、申立人の妻も昭和 63 年 1 月を除き申立人と同様未納期間として記録されているほか、申立期間のうち、59 年 4 月から 63 年 3 月までの申請免除期間に係る保険料が追納された記録は確認できない。

さらに、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料の納付場所については覚えているものの、納付時期及び納付金額などに関しての記憶が定かではなく、申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立期間が 60 か月と長期間にわたっている上、申立人が申立

期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年12月までの期間及び63年2月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から62年12月まで
② 昭和63年2月から平成元年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について未納や免除申請をした覚えは無く、保険料はA町役場（当時）の窓口やB金融機関C支店（当時）で納付した。夫は自営業を営んでおり保険料を納付できない事情も無かった。

申立期間を保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料について未納や免除申請をしたことは無かったと主張しているが、A町（現在は、D市）の国民年金被保険者台帳によると、申立期間①のうち、昭和59年4月から61年3月までの期間については「申免」との記載があり、保険料の申請免除期間とされていることが確認できる上、当該期間は、申立人の夫も国民年金保険料の申請免除期間とされている。

また、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者台帳によると、申立期間①のうち、昭和61年4月から62年12月までの期間及び申立期間②については、国民年金保険料の未納期間として記録されているほか、申立期間①のうち、59年4月から61年3月までの申請免除期間に係る保険料が追納された記録は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①と②の間の期間に当たる昭和63年1月の国民年金保険料は納付済みとされているが、これは、申立人が平成2年1月22日に厚生年金被保険者資格を取得したことにより、

一旦納付された同年1月の国民年金保険料を時効となる直前の昭和63年1月に充当した処理が平成2年2月27日に行われたことによるものであることが確認できることから、当該処理日の時点において、昭和63年1月の前後の期間についても保険料が未納であった可能性がうかがえる上、申立人の夫についても同年4月から平成元年3月までの期間は国民年金保険料の未納期間となっている。

加えて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする申立人は、保険料の納付場所については覚えているものの、納付時期及び納付金額などに関しての記憶が定かではなく、申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言は得られなかった。

その上、申立期間が2期間で合計59か月と長期間にわたっているほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から59年3月まで

私が二十歳になった当時、住んでいたA町の役場から国民年金の加入案内は無く、その後もしばらく国民年金の加入案内は無かったため、昭和59年4月頃に同町役場で加入手続をした。両親がお金を出してくれたので、時期ははっきり覚えていないが、役場から送られてきた納付書で同年の暑くなる前にA町役場窓口で3年分の国民年金保険料を遡って納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の第3号被保険者の資格取得年月日及びA町の申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録から、昭和61年4月以降に払い出されたものと推認できる。ところが、同名簿の納付記録によると、申立人は、昭和59年度分及び60年度分の過年度保険料並びに61年度分の現年度保険料を昭和61年5月以降に納付していることが確認でき、これらの保険料の納付時期のうち、最初の納付時期に当たる同年5月19日の時点では申立期間の保険料については時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をA町役場の窓口で納付したとしているが、同町によると「昭和59年頃はA町役場窓口には、金融機関の出張所は無く、過年度分の保険料は納付できなかった。」旨回答している。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年3月までの期間及び平成14年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月から47年3月まで
② 平成14年10月

私の国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の保険料はいずれも未納との回答であった。保険料が未納ということは考えられないので、調査の上、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A市における国民年金保険料の納付方法は、昭和47年3月まで印紙検認方式、同年4月から納付書方式であったところ、申立人は、納付書により金融機関で納付したとしているのみで、印紙検認方式により保険料を納付したことはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、申立期間①の国民年金保険料について、納付時期や納付した金融機関の場所に関する具体的な説明は得られないことから、過年度に納付した事情もうかがえない。

申立期間②について、申立人は、その夫の国民年金保険料も一緒に納付したとしているものの、オンライン記録によると、申立人の夫についても当該期間の保険料は未納とされている。

また、申立期間②は、国に収納事務が一元化された後のものであり、年金記録に係る事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難いところである。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和36年4月から42年8月までの期間が未加入期間となっていた。

未加入とされている期間のうち昭和36年4月から38年3月までの期間について、A町の役場職員を通じて、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていた記憶があるので、保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA町の役場職員を通じて、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和42年9月26日にA町で払い出されている上、申立人が所持する同日発行の国民年金手帳によれば、同年9月5日に被保険者資格を取得し、国民年金に任意加入したことが確認できることから、申立期間は未加入期間として取り扱われており、申立人に対して納付書が発行されることはなく、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A町によれば、「申立期間当時、A町の役場職員が個別に自宅を訪問し、国民年金の加入手続及び保険料の徴収に係る業務を行っていたかについては、資料も保管されていないため不明である。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける証言は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和49年4月から50年3月までの期間が未納期間となっていた。

当時、母親が家族3人分の国民年金保険料を納付していたが、経済的な理由により保険料を納付しなかったとは考えられない上、当時の保険料は納付組織を通じて納付しており、仮に納付額が足りない場合はその年の12月に不足分を納付することになっており、未納になることは無いので、申立期間について、保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親は、申立人及びその夫の保険料も含め納付したと述べているものの、申立人及びその夫に係るA町の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間はいずれも未納期間となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料は納付組織で納付したと述べているところ、A町によれば、申立人の住所地にある納付組織は、昭和27年1月1日に設立したことが確認できるが、申立期間当時、申立人の母親が組合員として、国民年金保険料を納付していたかについては、資料が無く確認できないと回答しており、申立人の母親の主張をうかがわせる事情は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2614 (事案 1884 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 6 月 1 日まで

国の記録では、A株式会社(現在は、株式会社B) C営業所における申立期間の標準報酬月額が1万4,000円とされているが、当時の月給は間違いなく2万円ぐらい支給されていたので、標準報酬月額を2万円に訂正してほしい。

申立期間はD事業所に長期出張しており、同行した同僚やC営業所の上司及び同僚の名前を思い出したので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てにおいて、i) 株式会社Bでは、「申立期間当時の担当者が在職していない上、資料も定められた期間を経過し残っていないので、申立人の標準報酬月額及び保険料の控除額について確認できない。」と回答していること、ii) 申立人及び元同僚の標準報酬月額をみると、遡及して訂正しているなどの不自然な処理は認められない上、申立人と同様に標準報酬月額が減額されている同僚が複数確認できること、iii) 申立期間と一緒に勤務していたと思われる元同僚の回答によると、給与明細書等の資料は無く、支給された給与額も記憶していないため当時の給与の支給状況等については不明であることなどから、当委員会は、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成 22 年 12 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A株式会社C営業所の元上司(2人)及び同僚(1

人)並びに当該事業所からD事業所に従事するために、昭和37年7月から38年5月まで出張に同行した元同僚(3人)の名前を思い出したとして、再度よく調査してほしいと主張しているところ、既に死亡している元上司を除き、所在が確認できた3人の元同僚に当時の勤務状況等について照会したが、いずれも給与明細書等の資料は無く、申立人の給与額及び厚生年金保険料の控除額等を推認できる新たな資料及び証言は得られないことから、当時の給与総支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができなかった。

また、上記元上司及び元同僚、並びに出張に同行した元同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録からは、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理は認められない上、申立人が今回名前を挙げた元同僚のうちの1人は申立人と同様に申立期間において標準報酬月額が減額されていることが確認できることから、申立人のみが不自然な記録とされているとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 15 日から 38 年 11 月 1 日まで
私の夫は、昭和 36 年 3 月に A 事業所 (昭和 44 年 11 月 19 日以降は、株式会社 B) に住み込み従業員として入社したが、厚生年金保険の加入記録が 38 年 11 月 1 日からとなっている。夫の加入記録を入社した時から訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の元同僚の証言から、勤務期間について特定することはできないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 38 年 11 月 1 日からであり、この日以前に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、株式会社 B の役員及び元同僚が A 事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、申立人と同様に A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 38 年 11 月 1 日であることが確認できる。

さらに、株式会社 B は、既に解散している上、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態や当時の厚生年金保険の届出及び保険料控除についての証言を得ることができないほか、元同僚からも、申立人が申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる証言は得られなかった。

加えて、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和 38 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45 年

7月30日に資格を喪失しており、当該被保険者記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 16 年 7 月 9 日

私は、平成 16 年 3 月 8 日から同年 7 月 31 日まで株式会社 A（現在は、株式会社 B）で勤務した。

申立期間①について、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成 16 年 7 月 31 日とされているが、雇用保険被保険者離職票には離職年月日が、「平成 16 年 7 月 31 日」と記載されているので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年 8 月 1 日に訂正してほしい。

また、申立期間②について、平成 16 年 7 月 9 日付けの賞与支給明細書では厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、賞与の記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、所持する雇用保険被保険者離職票に記載されている株式会社 A に係る離職日が、「平成 16 年 7 月 31 日」とあるとして、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を求めているが、株式会社 B は、申立人に係る「人事情報」によると、申立人の株式会社 A における退職年月日は平成 16 年 7 月 30 日であり、厚生年金保険料の控除については、当月控除であったとしているところ、当該事業所の賃金台帳において、申立人の同年 7 月の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人の所持する平成 16 年 7 月給与明細書において、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、株式会社 A が社会保険事務所（当時）に提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」によると、「資格喪失年月日」欄に「160731」、「備考」欄に「7/30 退」と記載されており、同社では、申立人の被保険者資格喪失日を平成 16 年 7 月 31 日と届け出ていることが確認できる。

加えて、複数の同僚に照会を行ったが、いずれも回答が得られず、申立人の主張を裏付ける証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人が所持する平成 16 年 7 月 9 日付けの賞与支給明細書により、申立人は、5 万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

しかし、株式会社 B の管理する申立人に係る「人事情報」及び賃金台帳から、申立人は、株式会社 A を平成 16 年 7 月 30 日に退職したことが確認でき、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届から、当該退職日の翌日である同年 7 月 31 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされているとともに、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているほか、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 16 年 7 月 31 日であり、同年 7 月は、申立人の厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない月となることから、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月頃 から 49 年 3 月頃 まで
私は、申立期間について、株式会社 A の B 工場（現在は、株式会社 C）で期間従業員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。6 か月ぐらい勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び株式会社 C から提出のあった従業員名簿により、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 9 月 5 日から 49 年 2 月 21 日までの期間について、株式会社 A の B 工場に勤務していたことが確認できる。

また、株式会社 C では、「株式会社 A の B 工場は同社 D 工場の分工場であった。」としているところ、株式会社 A の B 工場が厚生年金保険の適用事業所であった記録が見当たらないため、同社 D 工場において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、所在の確認できる 11 人に照会したところ、回答のあった 5 人のうち 4 人は、同社 B 工場に勤務したとしていることから、同社同工場の勤務者については、厚生年金保険の適用事業所となっていた同社 D 工場において、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと認められる。

しかし、株式会社 C は、申立人に係る厚生年金保険料の控除及び期間従業員に対する厚生年金保険の加入の取扱いについて、当時の資料が無いため不明としていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等が確認できない。

また、株式会社 A の B 工場に勤務したとする 4 人は、申立人を知らない

としている上、申立期間当時における期間従業員の厚生年金保険加入の取扱い等について、具体的な証言は得られなかった。

さらに、E企業年金基金は、「申立人に係る加入員記録及び届出は存在しない。」と回答している。

加えて、申立期間に係る株式会社AのD工場の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 1 月頃から 30 年 3 月 1 日まで
② 昭和 31 年 8 月 1 日から 35 年 2 月頃まで

私は、昭和 28 年 1 月頃から 35 年 2 月頃までの期間、A 事業所に勤務したが、厚生年金保険加入期間は 30 年 3 月 1 日から 31 年 8 月 1 日までとなっているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所において、申立人と同様に、昭和 30 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の証言、及び申立人が所持している当該事業所における記念写真等により、勤務期間の特定はできないが、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①について、オンライン記録によると、申立てに係る事業所は、昭和 30 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日以前に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらず、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

申立期間②について、申立てに係る事業所は昭和 48 年 7 月 17 日に解散しており、申立期間②当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

また、申立人が当該事業所において一緒に勤務したとして名前を挙げている複数の同僚は既に亡くなっている上、申立期間②当時、当該事業所に

において厚生年金保険の被保険者資格を有している複数の同僚に照会しても、回答のあった1人は、申立人を覚えているものの、申立人の勤務期間及び当該事業所における厚生年金保険の加入状況等は不明であるとしている。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和31年8月1日に被保険者の資格を喪失している上、健康保険証を返納した旨の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2621 (事案 1892 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月18日から同年7月1日まで
② 昭和28年10月1日から36年4月1日まで

前回の申立てについて、年金記録の訂正は認められないとの文書をもたらしたが、私は、脱退手当金を受け取っていないので、再度、審議の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、上記文書の中で、昭和36年8月1日に氏名変更されたのが確認できるとの内容があったが、婚姻したのは33年9月*日であるので、資料として戸籍謄本を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年8月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、36年8月1日に申立人の氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金が同年8月9日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然であること、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、申立人に対し、既に当委員会の決定に基づき平成22年12月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとし、前回の審議結果

に基づく通知文書の中で厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名変更が行われたのは昭和 36 年 8 月 1 日となっているが、婚姻したのは 33 年 9 月 * 日であるとして、戸籍謄本を提出し、再申立てを行っている。

しかしながら、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名変更は、婚姻に伴い自動的に変更されるものではなく、厚生年金保険被保険者氏名変更届が社会保険出張所（当時）へ提出されることによって変更されるものであって、申立人に係る婚姻日（昭和 33 年 9 月 * 日）、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名変更年月日（昭和 36 年 8 月 1 日）及びオンライン記録の脱退手当金の支給決定日（昭和 36 年 8 月 9 日）を時系列で見ると、脱退手当金の支給決定日と払出簿の氏名変更年月日が近接していることから、申立期間に係る脱退手当金の請求に伴い氏名変更の届出が行われたと考えるのが自然であり、申立人の再申立てに当たっての主張は委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められない。

以上のほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2622 (事案 748 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 3 日から 44 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間の脱退手当金を受給した記憶は無い。

新たな情報及び資料は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間（A株式会社に勤務していた期間）に係る申立てについては、
i）申立人は、申立期間前のB株式会社に勤務していた2つの期間については脱退手当金の受給を認めているところ、申立人が記憶している受給した脱退手当金の金額（5万円）は、このB株式会社の2つの期間と申立期間を合算した期間を基礎とした金額におおむね一致すること、ii）この合算した期間は、同じ厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、申立期間は、申立人が受給したことを認めている期間と併せて脱退手当金を受給したものと考えられることなどから、申立人に対し、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の脱退手当金を受給した記憶は無く、前回の審議結果に納得できないとし、再申立てを行っているが、新たな資料や情報は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 38 年 5 月 15 日まで
私は、結婚のため退職したが、申立期間については、脱退手当金の説明は受けていないし、受け取った記憶も無い。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の請求が行われたことをうかがわせる「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、昭和 38 年 11 月 * 日に婚姻し、姓を変更しているところ、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人は、40 年 8 月 23 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 10 月 15 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2625 (事案 635 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 10 月 9 日まで
② 昭和 33 年 11 月 14 日から 34 年 3 月 12 日まで
③ 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 12 月 1 日まで

前回の申立てについて、申立期間の脱退手当金を受給していないと認めることはできないとの回答を受けたが、私は、一切受け取っていないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係る申立期間③(株式会社 A)の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月後の昭和 39 年 6 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、申立人に対し、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、再申立てを行っているが、申立人からは新たな資料や情報の提出は無い上、申立人が最初に厚生年金保険被保険者資格を取得した申立期間①(株式会社 B)の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要な標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ昭和 39 年 5 月 8 日に回答したことが記録されているなど、申立期間に係る脱退手当金を受給していたことをうかがわせる

新たな資料の存在も確認されており、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から同年 11 月 2 日まで

昭和 61 年 5 月から同年 12 月まで勤務した株式会社Aにおける厚生年金保険の加入期間について照会したところ、同年 11 月 2 日資格取得となっており、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和 61 年 5 月頃に入社したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおいて申立期間当時、社長であった者は病気療養中のため、申立人の勤務期間及び当時の厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることができない上、雇用保険の加入記録も見当たらず、申立人の勤務期間等を確認することができない。

また、申立人は、同僚としてパート従業員が3名程度いたとしているものの、オンライン記録によると、申立期間に厚生年金保険被保険者となっている者は上記社長のみであり、これ以外に当該期間当時、被保険者資格を取得している者は見当たらない。

さらに、上記同僚の氏名は不明であるため、これらの者から申立人の勤務状況について証言を得ることができない。

加えて、オンライン記録によると、株式会社Aにおける申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得処理は、昭和 61 年 11 月 7 日に処理されていることが確認でき、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月30日から同年5月1日まで
② 昭和37年4月30日から同年5月1日まで
③ 昭和37年8月27日から同年9月1日まで

私は、昭和35年10月20日から36年4月30日までの期間はA株式会社（現在は、株式会社B）が所有する「船舶C」、同年10月10日から37年4月30日までの期間は同社が所有する「船舶D」に乗り組んだ。

また、昭和37年5月17日から同年8月31日までの期間は上記の「船舶C」に乗り組んだ。

しかし、各申立期間は、船員保険に未加入となっていたので、各申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが保有する資料から、申立人が昭和21年5月19日に当時のA株式会社に入社し、52年3月31日まで勤務していたことが確認できる。

しかし、株式会社Bによれば、同社が保管する申立人の船員保険に係るマイクロフィルムを確認したところ、申立人の各申立期間に係る船員保険の資格喪失日はオンライン記録と同様であるとしている。

また、複数の同僚は、A株式会社における申立人の雇用形態は正社員であったとしているところ、当該事業所において申立人と同様に正社員として勤務していた複数の同僚についても、各申立期間に係る船員保険の被保険者資格の喪失日は申立人と同じであり、各申立期間はいずれも未加入期間とされている。

さらに、各申立期間においてA株式会社に係る船員保険被保険者名簿及び申立人の船員保険被保険者台帳に記載された船員保険の資格喪失日はオ

ンライン記録と一致する。

このほか、各申立期間について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2630 (事案 2460 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 8 月 1 日から 20 年 1 月 1 日まで
② 平成 15 年 8 月 31 日
③ 平成 15 年 12 月 31 日
④ 平成 16 年 8 月 31 日
⑤ 平成 16 年 12 月 30 日
⑥ 平成 17 年 9 月 30 日
⑦ 平成 17 年 12 月 28 日
⑧ 平成 18 年 8 月 11 日
⑨ 平成 18 年 12 月 25 日

株式会社Aでの標準報酬月額を確認したところ、実際に支払われていた給与支給額より低額となっている上、平成 15 年以降の賞与については、厚生年金保険の記録に含まれていないことが分かった。

前回の申立てにより、平成 15 年 4 月のみ記録が訂正されたが、訂正された標準報酬月額も実際の給与支給額より低額となっている。

当該事業所が社会保険事務所(当時)に対し報酬月額を不正に低く届出をし、賞与の届出を怠っていたことは間違いないので、給与支給額に基づく標準報酬月額に記録を訂正し、支払われた賞与については、標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額が給与支給額より低額となっていること、及び申立期間②から⑨までの標準賞与額が年金記録に含まれてい

ないことを不服として申立てを行ったところ、i) 平成 15 年 4 月の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることから、22 万円とすることが妥当であること、ii) 一方で 15 年 4 月を除く申立期間①については、申立人の給与支給額はオンライン記録上の標準報酬月額よりも一貫して高額であることが確認できることから、当該事業所では、従業員に支払った給与支給額よりも低い額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出ることが常態となっていたと推認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は超えていないこと、iii) 給与明細書により、申立期間②から⑨までの期間に一時金が支払われていることが確認できるものの、給与明細書において控除されている保険料は、オンライン記録上の標準報酬月額（各月の給与に対応する額であり一時金に対応する額は含まれていない。）に基づく保険料と一致又は超えておらず、一時金に係る保険料は控除されていないこと、iv) 当該事業所で申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 50 名のうち 15 年以降も被保険者となっている 15 名についても、同年以降に標準賞与額の記録がある者は確認できないことなどから、15 年 4 月についてのみ、既に当委員会の決定に基づき、23 年 7 月 1 日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

今回、申立人は、当該事業所が社会保険事務所に対し不正に報酬月額を低く届出をし、賞与に関しては届出をしていなかったとして、実際に支給された給与及び賞与に基づく記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、事業主が行った届出それ自体の適法性の有無を判断するものではない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、被保険者から保険料を源泉控除しながら、社会保険事務所に納付したことが明らかでない場合であって、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であるところ、申立人が提出した申立期間の給与明細書によると、控除されている保険料は、オンライン記録における各月の標準報酬月額に基づく保険料と一致又は超えていない上、賞与（一時金）に係る保険料は控除されておらず、このほか申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人の申立期間における標準報酬月額及び標準賞与額に係る記録については、厚生年金保険法及び特例法に基づく記録訂正を認めることはできない。